

令和元年 7月 4日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会
会長 清野 智 様

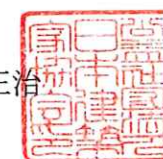
公益社団法人日本建築士会連合会
会 長 三井所清典



一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
会 長 佐々木宏幸



公益社団法人日本建築家協会
会 長 六鹿 正治



一般社団法人日本建設業連合会
建築設計委員長 尾崎



一般社団法人日本建築学会
会 長 竹脇 出



建築物の設計等に関する適切な業務報酬の措置についてのお願い

日頃から貴団体ならびに所属事業者の皆様には、建築物の設計・工事監理業務等に関してご理解とご支援を賜りお礼申し上げます。

さて、設計等の業務プロセスや業務内容の変化、建築物省エネ法施行等の新たな法規制等への対応、建築物の用途の多様化・複合化等に対応して、今般、国土交通大臣の定める業務報酬基準の改定が行われました（平成 31 年告示 98 号）。適法で、安全かつ発注者の求める質を備えた建築物の設計等を行うためには、その業務を遂行するのに必要な報酬が不可欠であることから、発注者の方々には、改定された基準に基づく業務報酬を措置していただくようお願いしているところです。

建築物の設計等の発注においては、コスト縮減により、低い報酬額で契約せざるを得ないケースもあり、その場合、適切な業務に支障をきたし、設計等の目的物である建築物の質の低下を招く恐れがあります。それらは優良な社会資産を形成する上でも大きなマイナ

スとなります。このため、建築士法には適正な委託代金での契約に関する規定が設けられ（第 22 条の 3 の 4）、国土交通大臣が報酬の基準を定めることができるとされており（第 25 条）、今般の業務報酬基準はこの法律の規定に基づき改定されたものです。

つきましては、貴団体におかれましては、法律の規定の趣旨、重要性等を十分ご理解いただくとともに、業務報酬基準に準拠した委託代金での契約の締結について貴団体に所属する事業者の方々に周知いただくよう、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

【参考】建築士法（抜粋）

（適正な委託代金）

第 22 条の 3 の 4 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、第 25 条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

（業務の報酬）

第 25 条 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めることができる。